

③ 景観形成のための行為の制限(ルール)一覧

南一色町くすの木台景観形成重点地域での景観形成のためのルールを一覧にしたものです。詳しくは、次ページ以降をご覧ください。

- 1 •敷地面積の最低限度は160m²
(160m²未満に分割して建物を建築できない)

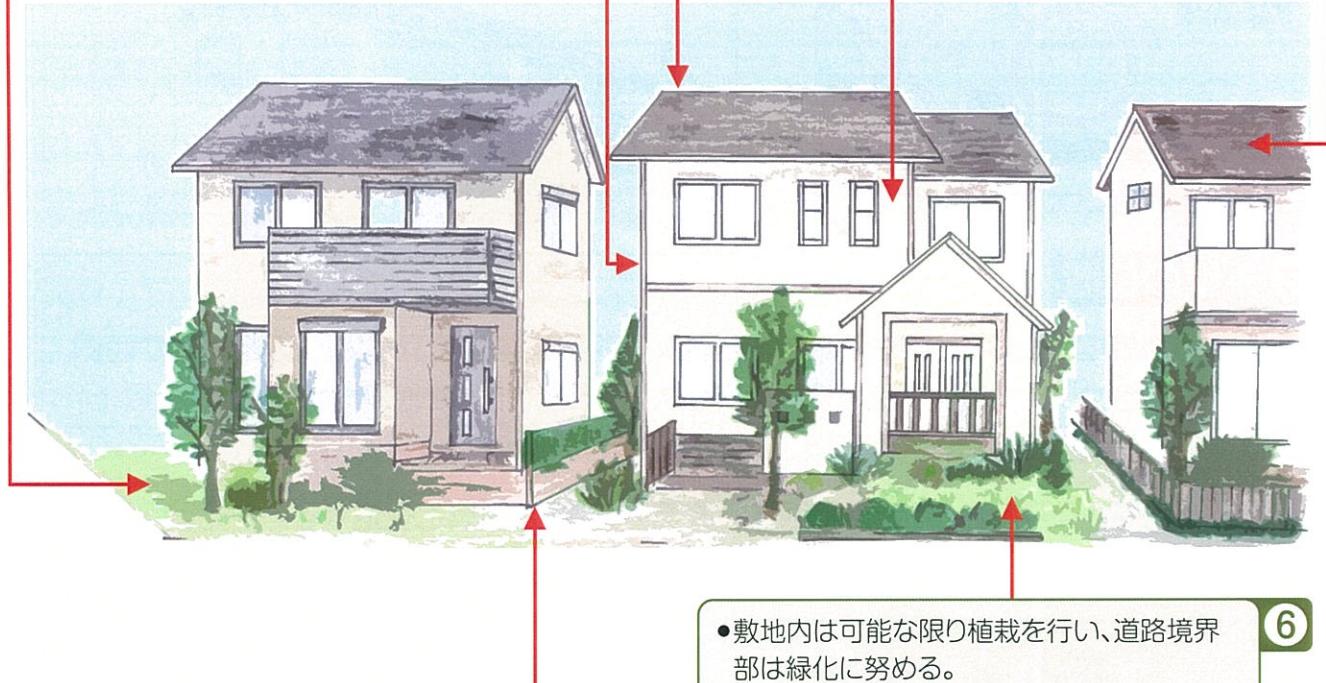
【凡例】 ■建築物 ■土地の形質の変更
■工作物 ■堆積

- 2 •最高の高さは10m以下
•地階を除く階数2階以下
•軒高7m以下

- 4 •主たる建物の屋根は、原則、勾配屋根とする。
•テレビアンテナは、建築物の最高の高さを超えて設置しない。

- 3 •外壁の位置は道路境界線から1m以上、隣地境界線から0.5m以上後退する。

- 5 •外観の色彩はマンセル値で明度2以上かつ彩度6未満とする(一定のものを除く)。



- 8 •道路境界線から1m以内、隣地境界線から0.8m以内に設置する垣・柵は、生垣または透視性のあるフェンス等とする(一定以下のものを除く)。
•1つの建築物の敷地の道路境界線の長さの合計が12mを超える場合は、垣・柵をその長さの2分の1以上の生垣とするように努める。

- 6 •敷地内は可能な限り植栽を行い、道路境界部は緑化に努める。

- 9 •高さは10m以下

- 7 •一戸建ての専用住宅、医院・診療所、店舗兼用住宅は建築可能

- 10 •色彩はマンセル値で明度2以上かつ彩度6未満

- 11 •設置できる屋外広告物は合計10m²以下の自家広告物のみ。色彩や素材、設置位置に配慮する。

- 12 •地盤面の変更は隣地平均地盤面および前面道路平均地盤面より15cm未満とする。

- 13 •屋外における物件の堆積は高さを抑え、整然とした積み上げ方とし、生垣等で遮蔽する。